新しい安全性検査制度における安全装備基準適用時期等（まとめ）

○　新しい安全性検査制度における新基準は、<u>乗用型トラクター等５機種を対象として令和７年度より適用</u>。また、旧基準の合格機への合格証の貼付は令和９年度を限度とする。

○　令和７年度以降、新基準が設定されない機種については、製造メーカー等の求めに応じて、<u>（国研）農研機構が行う「一般性能試験」</u>において旧基準等に基づく安全装備の状況を確認することも可能とする。

機　　種	～令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度～
乗用型トラクター	**旧　基準** 合格証の貼付は令和９年度まで	**新基準** （シートベルトリマインダ、インターロック機能等の追加）			
歩行型トラクター		**新基準** （自動速度けん制装置等の追加）			
自脱型コンバイン		**新基準** （インターロック機能等の追加）			
乗用型田植機		**新基準** （インターロック機能等の追加）			
乾燥機（穀物循環型）		**新基準** （昇降用はしごの構造要件等の追加）			
スピードスプレヤー		**一般性能試験**（旧基準等に基づき安全装備の状況を確認） 確認済みの機種は何らかの方法で公表を行う予定			**新基準** （内容・時期等は検討中）
上記以外の機種		**一般性能試験**（旧基準等に基づき安全装備の状況を確認） 確認済みの機種は何らかの方法で公表を行う予定			

※１　令和７年度から新基準を適用する５機種は、令和９年度以降に適用される機能を含めて令和７年度に基準を示し、基準適用年度以前から前倒しで受検を行えるようにする。
※２　令和７年度以降に適用される新基準については、受験後に基準の変更があった場合、変更前の合格機への合格証の添付は基準変更年度から起算して３年度を限度とする。
※３　上記６機種以外の機種についても、「安全性能アセスメント」等の結果を踏まえて新基準を検討し、可能なものから、順次、新基準を設定するものとする。

第９回農作業安全検討会「中間とりまとめの取り組み状況」より抜粋